

平成 25 年 1 月 15 日

各 位

更生会社 水谷建設株式会社

管財人 弁護士 天 野 勝 介

## 更生計画案の付議決定に関するお知らせ

弊社は、平成 23 年 12 月 31 日、大阪地方裁判所より、会社更生手続開始の決定を受けて以降、裁判所の指導監督のもと、事業の再建に向けて鋭意取り組んでおりましたが、平成 24 年 12 月 26 日、更生計画案を大阪地方裁判所に提出し、別添のとおり、平成 25 年 1 月 11 日付にて当職提出の更生計画案を決議に付する旨の決定（付議決定）を受けましたので、お知らせいたします。

弊社におきましては、引き続き事業の再建を図るとともに、更生計画案の可決及び裁判所の認可決定が得られ、債権者の皆様に対する早期の弁済を実施できますよう、会社一丸となって最大限の努力をしてまいります所存です。

皆様におかれましては、別途送付されます更生計画案について、是非ともご理解賜りたく、心よりお願い申し上げます。

以上

平成23年(ミ)第3号 会社更生事件

決 定

三重県桑名市大字蛸塚新田328番地

更生会社 水谷建設株式会社

管財人 天野 勝介

上記更生会社に対する頭書事件について、当裁判所は、会社更生法114条1項、189条1項、2項、196条2項、会社更生規則52条2項、3項により、次のとおり決定する。

主 文

- 1 管財人提出の更生計画案を決議に付する。
- 2 更生計画案決議のための関係人集会期日を次のとおり定める。
  - (1) 期日 平成25年3月25日午後2時
  - (2) 場所 大阪地方裁判所第6民事部第6債権者集会室(第二別館3階)
- 3 議決権の行使は、会社更生法189条2項3号に定める方法により行い、議決権者が同項2号の方法を選択する場合は、投票は会社更生規則52条2項1号に定める方法により行う。
- 4 書面投票の投票期間を、平成25年1月11日から平成25年3月18日までと定める。
- 5 決議は、更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
- 6 議決権の不統一行使をする場合の通知期限を平成25年3月11日と定める。

平成25年1月11日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 本 多 俊 雄

裁判官 福 田 修 久

裁判官 安 達 拓

これは正本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 塩 田 大 輔

